保護者の皆様

石井町教育委員会 教育長 武知 光子

学校・園における新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者が発生 した場合の対応改訂について(お知らせ)

日頃は、学校・園の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、8月17日付で「学校・園における新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者が発生した場合の対応」について、周知させていただいた所ですが、国より「臨時休業の判断」について改訂の通知がありました。そこで、下記のとおり改訂しますのでご理解、ご協力をお願いいたします。

<改訂箇所>

1. <u>園児・児童・生徒・職員に感染者(陽性者)が確認された場合</u> (改訂前)14日間の臨時休校・臨時休園→(改正後)14日間を目安として、臨時休業を行うものとし、その期間、規模については、感染経路がわかっているか否かの他、学校・園における活動状況や接触者の多寡等について保健所、医師会等と相談し、助言を受け、決定する。

<新しく追加(別紙フロー図参照)>

- 1. 幼児児童生徒(本人)に発熱等のかぜ症状や疑わしき体調変化が見られる場合 出席停止となります。出席停止の期間は、
 - ①本人に発熱等のかぜ症状や疑わしき体調変化が見られる場合

開始日:症状が出た日(1日目)

終了日:快癒(全快)していても、登校園については、医師の指示に従う。

医師の指示がない場合は、3日以内に快癒(全快)すれば、その翌日

(登校園は快癒(全快)の翌々日)

- ※(医療機関にかかっていても)症状が4日以上続けば、かかりつけ医等相談窓口に相談。
- ②症状が4日以上続き、相談窓口に連絡した場合。

終了日:検体検査を受けずに様子見となった場合、医療機関の指示に従う。

指示になかった場合は、快癒(全快)した翌日

(登校園は快癒(全快)の翌々日)

③検体検査を受けた場合

終了日:検査結果が「陰性」となった場合、受診医療機関の指示する期間

➡検査結果が「陽性」の場合は、治癒し、保健所や医師が再登校を許可するまで